

令和 5（2023）年度第 2 回みよし市介護保険運営審議会
第 2 回みよし市地域包括支援センター運営協議会
次第

日時：令和 5（2023）年 8 月 29 日（火）

午前 10 時 30 分から

場所：みよし市役所 3 階研修室 4、5

1 あいさつ

2 協議事項

(1) みよし市介護保険運営審議会

第 9 期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画骨子（案）について

3 報告事項

(1) みよし市地域包括支援センター運営協議会

主任介護支援専門員の離職に伴うなかよし地域包括支援センター業務について

4 その他

目標	項目	取組事項	実績	評価
重点目標 1	地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化	① 日常生活圏域に分割及び地域包括支援センターの整備	地域共生社会の実現に向け、地域の力を最大限発揮できる体制整備を進めるため、令和4年4月1日から日常生活圏域のうち「きたよし地域」を分割し、新たに「おかよし地域」を新設し、1圏域1センター体制とするために、「おかよし地域包括支援センター」を設置した。	○
		② 生活支援体制の整備	互助による生活支援のサービス創出のため、ごみ出し支援を行うボランティアの創出を行い、「となりのみよしさん」として、令和3年10月から取組を開始した。	○
重点目標 2	認知症施策の推進	① 認知症総合支援事業	「認知症初期集中支援チームの運用」、「認知症地域支援推進員の配置」、「認知症ケアパスの充実」、「認知症カフェの拡充」などに取り組んだ。 コロナ禍での取組となり、認知症カフェなどは制限を受けたが、アフターコロナになり、今後も各種施策の充実に努めていく。	○
		② チームオレンジの構築	三好丘緑地域の住民が主体となり、「チームみどりんオレンジ」として令和4年度に本市初の地域住民主体のチームが誕生した。	○
		③ 認知症高齢者行方不明対策	認知症高齢者等あんしん補償事業の実施、みよし安心ネットによる行方不明者情報のメール配信などを実施した。 ICT を活用した検索システムに関する調査・研究について引き続き実施する必要がある。	△

目標	項目	取組事項	実績	評価
重点目標 3	高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実	① 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	フレイル予防を目的に令和3年度から通いの場の支援として、健康教育の実施機会の確保や体力測定機会の提供を行った。 また、低栄養状態にある人に対して個別に保健指導機会を提供しています。	○
		② 地域リハビリテーション活動支援事業	令和3年度から事業を開始したが、コロナ禍の影響を受け、派遣するリハビリ専門職の活動が制限されてしまい、事実上事業を休止せざるを得ない状況であった。	△
重点目標 4	介護人材の確保及び育成	① 介護人材育成等支援事業	介護人材育成等支援事業により、介護従事者等への研修体制の整備を推進し介護職員の質の向上を図った。 介護職員初任者研修、生活援助従事者研修への補助に加え、令和3年度から訪問看護師等育成研修、令和4年度からは介護支援専門員実務研修へも補助を拡充した。 令和5年度から、個人補助で一部資格のみがターゲットであったものを改め、事業所が従業者に対して実施する人材育成のための補助制度に対して、事業所ごとに補助を行う福祉事業所人材育成等支援事業補助金を新設した。	○
		② 介護従事者等への研修体制の構築	包括的・継続的マネジメント支援業務の一環として、ケアマネジャー連絡会における研修会を実施し、地域包括支援センター全体でケアマネジャーの支援を実施した。	○

現行計画（第8期）の体系	第9期計画に向けた国指針のポイント 各種統計データの状況	アンケート調査等からみた現状	新計画の体系骨子																																
			見直しのポイント	基本目標	基本項目																														
【重点目標1】地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化（2-1） 【重点目標2】認知症施策の推進（2-2） 【重点目標3】高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実（2-5） 【重点目標4】介護人材の確保及び育成（3-3） 1. <u>安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり</u> 1－1 在宅福祉サービスの充実 1－2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくり 1－3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進 1－4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備 2. <u>福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実</u> 2－1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 2－2 認知症施策の推進 2－3 在宅医療と介護連携の推進 2－4 生活支援サービスの充実 2－5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実 3. <u>介護保険サービスの安定と充実</u> 3－1 介護保険サービスの質の向上 3－2 介護保険制度の適切な運営 3－3 介護人材の確保及び育成	● <u>国指針の主なポイント</u> ◇基本的な考え方 ・2040年にかけて85歳以上人口の急増と生産年齢人口の減少 ・中長期的な地域の人口動態や医療介護ニーズを踏まえた計画が必要 ・介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、計画に定めることが重要 ◇介護サービス基盤の計画的な整備 ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要 ・居宅要介護者の在宅生活を支えるためのサービスの充実や、様々な介護ニーズに柔軟に対応できる複合的な在宅サービスの整備が重要・ ◇地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 ・地域共生社会づくりに向け、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として位置付けることが必要 ・地域共生社会の実現に向けた取組として、地域包括支援センターの強化、認知症施策の充実、多様な主体による介護予防や生活支援が重要 ◇地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上 ・介護の人材確保と生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進 ● <u>各種データより</u> <table><tr><th>項目</th><th>R1年</th><th>R4年</th></tr><tr><td>市人口</td><td>61,118人</td><td>61,439人</td></tr><tr><td>うち65～74歳</td><td>5,771人</td><td>5,556人</td></tr><tr><td>うち75歳以上</td><td>5,170人</td><td>5,873人</td></tr><tr><td>高齢化率</td><td>17.9%</td><td>18.6%</td></tr><tr><td>要支援認定者数</td><td>428人</td><td>479人</td></tr><tr><td>要介護認定者数</td><td>966人</td><td>1,125人</td></tr><tr><td>認定率</td><td>12.6%</td><td>13.5%</td></tr><tr><td>高齢者夫婦のみ世帯</td><td>1,694世帯 (H27年)</td><td>2,023世帯 (R2年)</td></tr><tr><td>高齢者単身世帯</td><td>1,141世帯 (H27年)</td><td>1,421世帯 (R2年)</td></tr></table>	項目	R1年	R4年	市人口	61,118人	61,439人	うち65～74歳	5,771人	5,556人	うち75歳以上	5,170人	5,873人	高齢化率	17.9%	18.6%	要支援認定者数	428人	479人	要介護認定者数	966人	1,125人	認定率	12.6%	13.5%	高齢者夫婦のみ世帯	1,694世帯 (H27年)	2,023世帯 (R2年)	高齢者単身世帯	1,141世帯 (H27年)	1,421世帯 (R2年)	● <u>高齢化と要介護リスクの状況</u> ・一般高齢者の調査回答者の年齢は全体的に上昇しているが、明確な要介護リスクの増加にはつながっていない ・他の自治体で見られる外出控えや閉じこもり傾向の増加と言った感染症の影響は限定的 ● <u>他者との交流や地域活動等の縮小傾向</u> ・社会的役割に関わる項目（友人の家を訪ねている、病人を見舞うことができる、若い人に自分から話しかけている）で肯定的な回答が減少 ・友人・知人と会う頻度や1か月に会う友人・知人の数が減少 ・趣味がある人、生きがいがある人が減少 ・いきいきクラブ、行政区の集まりといった地域の活動への参加率が減少 ・地域の活動に前向きな人が少ない ・若年者調査では、近くに住んでいる人への簡単な援助について、6割は肯定的に回答しているが前回調査より減少 ● <u>ACPに関する意識</u> ・家族と将来の医療や介護について話し合うことについては、在宅要介護認定者では約半数が実施しており前回より増加 ・人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）という言葉について知っているのは、専門職以外では1割未満 ・「エンディングノート」については、「言葉も内容も知っていた」が家庭介護者、若年者で5割前後 ● <u>在宅介護の状況</u> ・施設入所を検討していない人の増加 ・介護保険サービスを利用している人が前回調査より増加 ・サービスを受けながら在宅での生活を続ける人が増えていることがうかがえる ・家庭介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」「夜間の排泄」が上位で、前回調査より増加 ● <u>事業所の状況</u> ・サービス提供の状況については、前回調査と比べて余裕のある事業所が増加 ・正規職員、非正規職員ともに中高年齢層の採用が多く、人材確保に困難を抱えている状況 ・ケアマネジャーとして働き続けることについて約4割が不安を感じると回答	◇地域活動の縮小傾向に対応した取り組みや、地域共生社会づくりに向けた住民主体の活動の活性化 ◇交流の減少がフレイルにつながり、要介護リスクの上昇をもたらすことを防ぐ取組が必要 ◇感染症の生活への影響の低下に伴う交流や地域活動の回復傾向について注視が必要であるとともに、感染症対策と両立させた活動の活性化が課題 ◇ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を見据えた権利擁護の体制確保 ◇自家用車での移動手段のない人に対する移動を支援 ◇令和7年には団塊の世代が全て75歳以上となるなど、高齢者の年齢構成が全体的に上昇し、要介護リスクを有する人が増加することを踏まえた介護予防の充実が必要 ◇ひとり暮らしなど支援を受けにくい高齢者の増加を踏まえ、相互扶助の関係づくりに向けた取組が求められる ◇ひとり暮らしや要介護等の支援を必要とする高齢者の増加を踏まえた生活支援サービスの充実 ◇今後推進する包括支援センターと市民病院との連携強化や、みなよし包括支援センターの民間委託の取組を踏まえて、「在宅医療と介護連携の推進」を新たに重点目標に追加 ◇令和5年公布の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の理念である共生社会の実現を促進 ◇介護保険全体を通じて、中長期的な介護ニーズの増加の見通しを推計するとともに、ニーズに対応できるサービス量の確保に向けた取組が課題 ◇在宅介護を支えるサービスの充実や医療・介護連携のさらなる推進 ◇高齢化の上昇と生産年齢人口の減少を踏まえた介護人材の確保と育成の取組について、基礎自治体としての取組の検討や県・事業所との連携 ◇給付費適正化主要5事業の3事業への再編やDXの活用など、国の制度・事業に対応した取組の見直し	基本目標1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり 基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実 基本目標3 介護保険サービスの安定と充実 ※基本目標と基本項目については、国の第9期計画基本指針において第8期計画を踏襲したものが示されているため、市の計画においても前計画を踏襲する案とした。	1－1 高齢者福祉サービスの充実 1－2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労等の促進 1－3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進 1－4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備 2－1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 【重点目標1】 2－2 認知症施策の推進 【重点目標2】 2－3 在宅医療と介護連携の推進 【重点目標3】 2－4 生活支援サービスの充実 2－5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実 【重点目標4】 3－1 介護保険サービスの質の向上 3－2 介護保険制度の適切な運営 3－3 介護人材の確保及び育成 【重点目標5】 ※第8期計画の重点目標についても引き続き重点的な取組が求められることから第9期計画においても重点目標として位置付け、加えて2－3「在宅医療と介護連携の推進」を重点目標とする。
項目	R1年	R4年																																	
市人口	61,118人	61,439人																																	
うち65～74歳	5,771人	5,556人																																	
うち75歳以上	5,170人	5,873人																																	
高齢化率	17.9%	18.6%																																	
要支援認定者数	428人	479人																																	
要介護認定者数	966人	1,125人																																	
認定率	12.6%	13.5%																																	
高齢者夫婦のみ世帯	1,694世帯 (H27年)	2,023世帯 (R2年)																																	
高齢者単身世帯	1,141世帯 (H27年)	1,421世帯 (R2年)																																	

計画の体系と具体的な取り組み（案）

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組（案）	頁
みんなでつくる 笑顔の日々	1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり	1－1 在宅福祉サービスの充実	①高齢者配食サービス事業	
			②家族介護用品支給事業	
			③高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業	
			④緊急通報システム事業	
			⑤高齢者日常生活用具給付事業	
			⑥在宅介護者等介護手当支給事業	
		1－2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくり	①いきいきクラブ活動の支援事業	
			②老人憩いの家の利用促進	
			③シルバー人材センター事業の推進	
		1－3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進	①権利擁護事業	
			②成年後見支援事業	
			③高齢者虐待への対応	
		1－4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備	①高齢者住宅改修費支給事業	
			②高齢者向け住まい ア 有料老人ホーム イ サービス付き高齢者向け住宅 ウ 軽費老人ホーム エ シルバーハウジング オ 養護老人ホーム	
			③防災、防犯対策	
			④移動支援の充実	
	2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実	2－1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 【重点目標1】	①地域包括支援センターの運営	
			②介護予防ケアマネジメント事業	
			③総合相談支援事業	
			④家族介護者交流事業	
			⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
			⑥地域ケア会議の推進	
			⑦重層的支援体制整備事業モデル事業の実施	
			⑧在宅医療介護連携強化に伴うみなよし地域包括支援センターの民営化	

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組（案）	頁
		2－2 認知症施策の推進 【重点目標２】	①認知症総合支援事業 ア 認知症初期集中支援チーム イ 認知症地域支援・ケア向上事業	
			②認知症サポーターキャラバン事業	
			③チームオレンジの推進	
			④認知症高齢者等あんしん補償事業	
			⑤行方不明高齢者対応事業	
			⑥認知症介護家族支援事業	
			⑦当事者の声を施策に反映させる仕組みづくり	
		2－3 在宅医療と介護連携の推進 【重点目標３】	①在宅医療・介護連携推進事業	
			②在宅医療の推進	
			③市内全域を担当する在宅医療介護連携推進員の配置	
			④みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及	
		2－4 生活支援サービスの充実	①第１号通所事業	
			②第１号訪問事業	
			③介護予防ケアマネジメント	
			④生活支援体制整備事業	
		2－5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実 【重点目標４】	①地域リハビリテーション活動支援事業	
			②高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
			③地域介護予防活動支援事業	
			④回想法事業	
			⑤世代交流サッカー健康増進教室	
	3 介護保険サービスの安定と充実	3－1 介護保険サービスの質の向上	①介護給付適正化事業 ア 要介護認定の適正化 イ ケアプランの点検 ウ 住宅改修や福祉用具の実態調査 エ 縦覧点検及び医療情報との突合 オ 介護給付費通知 カ 特定入所者介護サービス費預貯金等確認 ②介護サービス事業者の質の向上 ア 介護サービス事業者情報の公表制度 イ 事業者への実地指導 ウ 事業者への情報提供 エ 質の向上への取組み	

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組（案）	頁
	3 介護保険サービスの安定と充実		③介護サービス相談員派遣事業	
			④介護施設における感染症対策の推進	
		3－2 介護保険制度の適切な運営	①介護給付 ②予防給付 ア 訪問介護 イ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 ウ 訪問看護、介護予防訪問看護 エ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション オ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 カ 通所介護 キ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション ク 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 ケ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 コ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 サ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与 シ 特定福祉用具購入、特定介護予防福祉用具購入 ス 住宅改修、介護予防住宅改修 セ 居宅介護支援、介護予防支援	
			③地域密着型サービス ア 夜間対応型訪問介護 イ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 ウ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 エ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活開度 オ 地域密着型特定施設入居者生活介護 カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 キ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ク 看護小規模多機能型居宅介護 ケ 地域密着型通所介護	
			④施設サービス ア 介護老人福祉施設 イ 介護老人保健施設 ウ 介護療養型医療施設 エ 介護医療院	
		3－3 介護人材の確保及び育成 【重点目標5】	①介護人材育成支援事業	
			②介護従事者への研修の実施	

令和 5 (2023) 年 8 月 2 8 日

主任介護支援専門員の離職に伴うなかよし地域包括支援センター業務について

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会

【経緯】

なかよし地域包括支援センターに勤務する主任介護支援専門員について、9月30日をもって退職となる。

【利用者について】

退職する職員が担当していた利用者については、なかよし地域包括支援センター内で振分けをした。

【今後の対応】

- (1) 令和 5 (2023) 年 1 0 月 1 日から令和 6 (2024) 年 1 月 3 1 日までの間、主任介護支援専門員は未設置（欠員）とする。
- (2) 当該期間の委託料（欠員分）については減額とする
- (3) 当該期間の管理者については、なかよし地域包括支援センターの職員が兼務とする。兼務する職員は寺澤主幹とする。